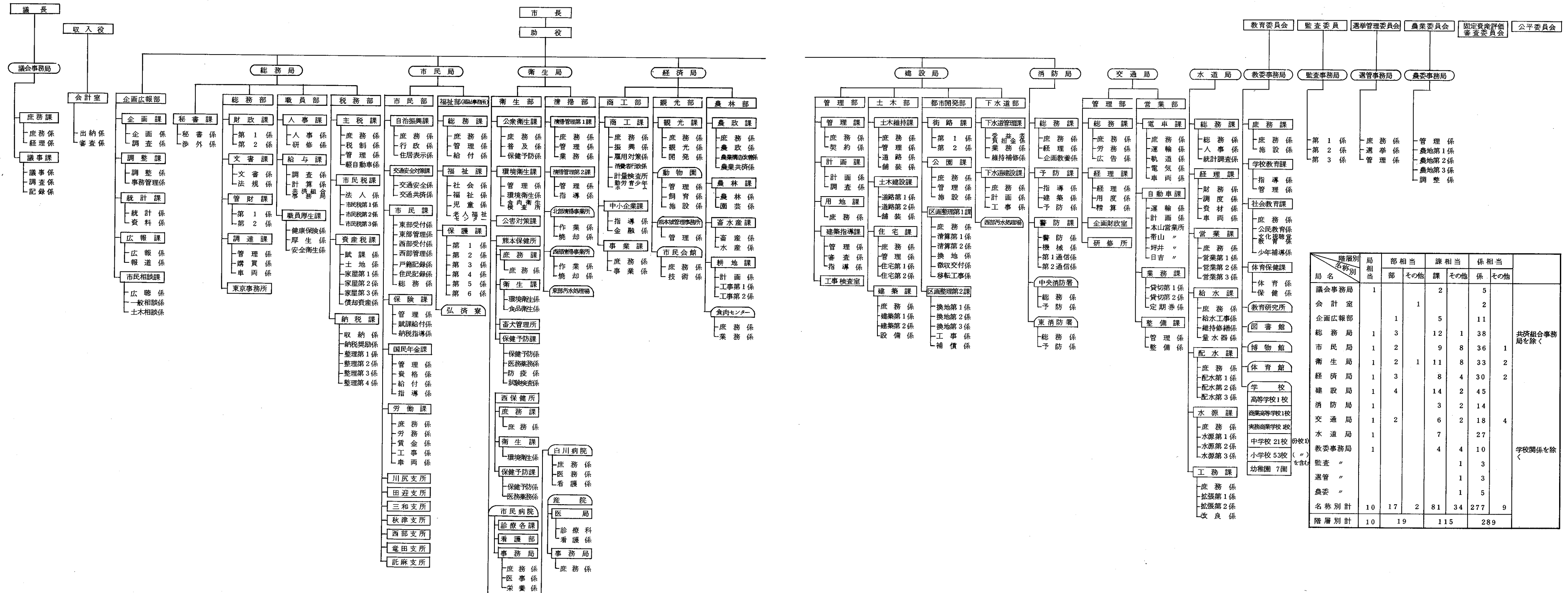


總 務

1	行 政 機 構 図	25
2	歴 代 市 長	27
3	職 員 数	27
4	給 与	27
5	基 本 構 想	30
6	広 報 ・ 広 聴	34
7	事 務 改 善	37
8	職 員 研 修	39
9	選 挙	40
10	名 誉 市 民	43
11	財 政	44
12	市 税	49

行政機構図 (昭46.10.1 現在)



2 歴代市長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明治 22. 5. 6	明治 26. 7. 9	10	山隈 康	昭和 9. 5. 14	昭和 17. 5. 13
2	松崎 為己	" 26. 9. 15	" 30. 8. 2	11	平野 龍起	" 17. 6. 25	" 20. 8. 10
3	辛島 格	" 30. 9. 13	大正 2. 1. 20	12	石坂 繁	" 20. 10. 4	" 21. 3. 11
4	山田 珠一	大正 2. 4. 2	" 31. 0. 10	13・14	福田 虎亀	" 21. 6. 14	" 23. 2. 9
5	依田 昌兮	" 4. 1. 14	" 6. 9. 3	15	佐藤 真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
6	佐柳 藤太	" 6. 1. 20	" 10. 1. 19	16	林田 正治	" 27. 3. 21	" 31. 2. 23
7	高橋 守雄	" 11. 1. 19	" 14. 7. 13	17・18	坂口 主税	" 31. 3. 15	" 38. 1. 4
8	辛島 知己	" 14. 9. 14	昭和 4. 7. 4	19・20	石坂 繁	" 38. 2. 15	" 45. 1. 26
9	山田 珠一	昭和 5. 2. 5	" 9. 4. 16	21	星子 敏雄	" 45. 12. 21	在任中

3 職員数

(昭46.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	2,779	2,406	330	2,736
議 会 事 務 局	24	23	0	23
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	20	1	21
監 査 事 務 局	11	11	0	11
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	662	602	48	650
公 平 委 員 会 事 務 局	5	5	0	5
消 防 局	364	362	2	364
農 業 委 員 会 事 務 局	27	26	0	26
交 通 局	1,050	795	130	926
水 道 局	368	296	59	356
計	5,312	4,546	570	5,118

4 給 与

(1) 部局別職員給料

(昭46.4.1現在)

部 局 別	給 料 月 額			平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	160,200円	28,400円	70,656円	39才 2月	12年 1月
議 会 事 務 局	130,700	44,900	78,643	36・10	13・5
選挙管理委員会事務局	110,700	35,800	67,661	34・11	11・1
監 査 事 務 局	110,700	61,600	84,018	40・8	17・2
教育委員会事務局	160,200	28,400	67,101	39・8	12・0
消 防 局	157,900	33,200	66,900	34・11	11・6
農 業 委 員 会 事 務 局	105,600	35,800	76,146	40・7	16・1
交 通 局	133,400	30,800	69,538	40・3	18・9
水 道 局	144,000	32,000	79,829	41・3	14・6

(2) 初任給

(昭46.4.1現在)

区 分	等 級 ・ 号 俸	給 料 月 額
高 校 卒	7 等 級 4 号 俸	30,800 円
短 大 卒	7 ・ 7	34,500
大 学 卒	6 ・ 3	38,400

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	給 料 月 額	適 用 年 月 日
市 長	3 1 0, 0 0 0 円	} 昭和46年10月1日
助 役	2 4 0, 0 0 0	
収入 役	2 1 0, 0 0 0	
常 勤 監 査 委 員	1 4 5, 0 0 0	昭和45年5月1日
企 業 管 理 者	1 6 5, 0 0 0	"
教 育 長	1 3 5, 3 0 0	一般職1等級適用10月19日

(昭46.6.10現在)

区 分	報 酬 の 額
知識経験を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤)	月 額 2 5, 0 0 0 円
市議会議員から選任された監査委員	月 額 9, 0 0 0
教育委員会委員長	月 額 2 0, 0 0 0
教育委員会委員	月 額 1 7, 0 0 0
公平委員会委員長	月 額 1 2, 0 0 0
公平委員会委員	月 額 1 0, 0 0 0
固定資産評価審査委員会委員	日 額 1, 0 0 0
選挙管理委員会委員長	月 額 1 2, 0 0 0
選挙管理委員会委員	月 額 1 0, 0 0 0
臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 1, 0 0 0
投票管理者	日 額 2, 5 0 0
開票管理者	日 額 2, 5 0 0
選挙立会人	日 額 2, 5 0 0
開票立会人	日 額 2, 0 0 0
選挙立会人	日 額 2, 0 0 0
農業委員会会長	月 額 1 1, 0 0 0
農業委員会の副会長、部会長及び副部会長	月 額 9, 0 0 0
農業委員会の部会委員	月 額 8, 0 0 0
農業委員会のその他の委員	月 額 6, 0 0 0
農 区 長	年 額 3, 0 0 0
農業共済損害評価会委員	年 額 3, 0 0 0
農業共済連絡員	年 額 2, 5 0 0
防災会議委員	日 額 1, 0 0 0
水防協議会委員	日 額 1, 0 0 0
建築審査会委員	日 額 1, 5 0 0
土地区画整理審議会委員	日 額 1, 0 0 0
土地区画整理法による評価員	日 額 1, 0 0 0
住居表示審議会委員	日 額 1, 0 0 0
都市計画審議会委員	日 額 1, 5 0 0
結核審査協議会委員	日 額 1, 5 0 0
保健所運営協議会委員	日 額 1, 5 0 0
公害審査会委員	日 額 1, 5 0 0
捕獲犬評価人	月 額 3, 0 0 0
婦人相談員	月 額 2 1, 7 0 0
国民健康保険運営協議会委員	日 額 1, 0 0 0
社会教育委員	日 額 1, 0 0 0
公民館運営審議会委員	日 額 1, 0 0 0
博物館協議会委員	日 額 1, 0 0 0
その他の非常勤の職員	年 額 20, 0 0 0円以内 月 額 3, 0 0 0円以内 又は日額1, 0 0 0円以内に おいて 市長が定める額。

(4) 旅 費

(昭 45 4 17 改正)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1 日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
						甲 地 方	乙 地 方	
1号	市長・助役 収入役	運賃の等級を2 階級に区分する 線路にあっては 上級の運賃 運賃の等級を設 けない線路にあ っては、その乗 車に要する運賃 及び特別車両料 金を徴する客車 を運行するもの による旅行をする 場合には、特 別車両料金	運賃の等級を3 階級に区分する 船舶にあっては 2等船賃、2階 級に区分する 船舶にあっては 上級の船賃。 ただし、鉄道連 絡船にあっては 鉄道賃に同じ。	円	円	円	円	円
2号	企業管理者 等及び3等 級以上の職 務にある者			15	1,150	5,500	4,700	1,150
3号	4等級及び 5等級の職 務にある者			11	850	4,100	3,500	850
4号	6等級の職 務にある者			9	700	3,400	2,900	700
5号	7等級の職 務にある者	運賃の等級を2 階級に区分する 線路にあっては 下級の運賃 運賃の等級を設 けない線路にあ っては、その乗 車に要する運賃	運賃の等級を3 階級に区分する 船舶にあっては 3等船賃、2階 級に区分する船 舶にあっては下 級の船賃。 ただし、鉄道連 絡船にあっては 鉄道賃に同じ。	8	550	2,700	2,400	550

(注)

- 1 急行料金は片道100km以上、特別急行料金は片道300km以上の場合支給する。
- 2 宿泊料の甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市及び横浜市をいい、乙地方とはその他の地をいう。
- 3 「企業管理者等」とは、企業管理者及び常勤の監査委員をいう。

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和60年を目標年次とする。

(3) 発展の方向

ア 地位と役割

本市は、九州中央の歴史ある城下町として知られ、行政、教育、経済の管理都市として繁栄してきた。

近年、産業経済の発展と交通通信網の発達は、日本列島の様相を一変しつつあり、わが国は、高速化、都市化、情報化、そして国際化の時代と呼ばれる新しい未来に向って大きな転換を遂げようとしている。

このような情勢変化は、とかく開発が遅れがちであった九州に、浮上の好機をもたらそうとしており、従ってまた、本市は、その位置的有利性と、土地、労力等の発展可能性をエネルギーとして新たに飛躍の時期を迎えようとしている。

ここに本市は、開発の始動条件の整備、資源の活用、管理諸機能の充実および環境の保全をはかり、地域開発の主導的使命を果たし、市勢の伸展と市民福祉の増進に努め、もって健康で明るく、豊かな、そして平和な市民生活の実現を目指すものである。

イ 将来の展望

① 人口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定される。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は、約30万人、その産業別構成は、第1次産業2%、第2次産業32%、第3次産業66%と推定される。

ウ 都市像

本市将来の振興発展の方向と目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい福祉都市

豊かな緑と水を生かして生活環境を整備し、積極的な社会開発により社会福祉を充実し、安全で平和な、健康で明るい生活を享受できる福祉都市を建設する。

② 風格ある文教都市

美しい自然と伝統にはぐくまれた文化をより香り高いものとし、学術機能の集積を高め、平和に寄与し国家社会に貢献する人間を育成する風格ある文教都市を形成する。

③ 活力にみちた中枢管理都市

交通通信施設の整備を基幹に、情報の交流を高め、産業経済の繁栄をはかり、行政的および経済的管理諸機能の拡充強化に努め、活力にみちた中枢管理都市としての発展をはかる。

エ 土地利用構想

本市の恵まれた自然環境と九州中央の拠点という立地条件をふまえつつ、機能的な都市活動を強化し、

健康で文化的な都市としての調和ある発展と秩序ある形成を目ざして次のように地域の用途を区分する。

① 住居用地域

中央および東部・北部の適地ならびに西部・南部の一部を主たる住居用地域とする。

住居用地域については、すぐれた居住環境の確保に努める。

また、適当な地区を文教地区に指定して学校施設の環境保全をはかる。

② 商業用地域

交通至便な都心部および各地区の拠点となるような市街地を商業用地域として商業の振興をはかり、都心部については、必要な地区を高度利用地区に指定し、都心機能の更新をはかる。

なお、適地を選び流通業務地区に指定し、物的流通施設の整備をはかる。

③ 工業用地域

臨海部および内陸部の適地を選んで工業用地域とし、工業の集中的活動地域としての整備をはかり、散在する中小工場の団地化および都市型工業の立地を促進する。

④ 農業用地域

その他の地域は、おおむね農業振興地域とし、農業基盤の整備と優良農地の保全に努める。

(4) 施策の大綱

ア 市民生活

市民生活の安定・向上をはかるため、次の施策を積極的に進める。

① コミュニティ

コミュニティ施設を適正に配置し、この施設における市民相互の接触と活動をととして、自治意識の高揚をはかり、社会教育の普及徹底と相まって、真に民主的な住民自治の実現を目指す。

② 住 宅

住宅需要動向に対応して、施設の重点を1世帯1住宅から1人1室に進める。

中央部については、中高層住宅の建設により職住近接、土地の高度利用をはかり、周辺部については、住宅地の開発により良好な環境下における住宅建設を促進する。

③ 市内交通

増大する市内の交通混雑に対しては、市民の足を確保するため、市内交通機関のより効率的な大量輸送機関への移行をはかる。

市民生活の安全と利便の確保のため、生活道路の整備とあわせて、交通事故防止のための歩車道分離等交通安全施設の拡充整備に努める。

④ 公園緑地

全市にわたり公園緑地の適正配置と面積の拡大をはかる。

緑の保存と育成および豊かな水の保全と利用によって「森と水の都」の声価を高める。

⑤ 保健衛生

市民の健康を保持し明るい生活を確保するため、予防、相談、治療等の健康管理體系を充実強化するとともに市民組織等との緊密な協力により、市民の健康増進および保健思想の向上をはかる。

⑥ 清 掃

社会情勢の変化に対応し、合理的な計画により、廃棄物をすみやかに、かつ、衛生的に処理する。

⑦ 公害

市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害基本法の主旨にのっとり、公害防止の諸施策を積極的に推進する。

⑧ 消費者行政

国県の施策に呼応し、消費生活の合理化を促進し消費者保護に努める。

イ 文教・福祉

すぐれた市民を育成するとともに恵まれない人々をまもるため、次の諸施策を実施して、文教、福祉の充実をはかる。

① 学校教育

明日をになう健全な市民育成のため、教育環境の整備に努める。

義務教育および幼児教育については、人口分布の変動に即応して施設の規模および配置の適正化に努め、教育者の資質向上および施設内容の改善充実をはかる。

高等学校については、教育内容の多様化・高度化の要請に対応して施設の増設および充実をはかる。

大学および研究・調査機関の新設・拡充を促進して学術研究機能の充実をはかる。

② 社会教育

社会教育施設を充実強化し、生涯教育の徹底をはかる。

公民館・各種スポーツ施設等による社会教育諸活動をととして、市民の実生活に即した文化的教養を高め、体力を増進する。

③ 市民文化

本市のすぐれた自然と伝統によってつちかわれた文化をさらに育成強化する。

文化諸施設を整備し、開発と保存の調和をはかりつつ文化財の保護に努め、市民の文化活動をととして個性ある市民文化を醸成する。

④ 社会福祉

明るく健康な市民生活の確保を目ざして、児童福祉、老人福祉の充実をはかり、心身障害者、母子家庭および低所得者の更生援護の強化に努める。

このため、国・県・市および民間の緊密な連携、協力のもとに、保育所、老人ホームおよび更生施設等、福祉施設の整備をはかり、各種社会保障制度の拡充に努める。

ウ 産業経済

豊かな市民生活と本市の繁栄を目ざして産業経済の振興をはかるため、常に市民の福祉と経済社会の動向を考慮しつつ、本市の特性を生かし次の諸施策を講じる。

① 商業

商業環境の整備、協業化・共同化の推進等近代化の諸施策を進める。すなわち、都心部および周辺部の適地に、それぞれ魅力ある商店街の形成をはかり、また、物的流通施設の整備を促進して広域流通機能を充実し、国内販路の拡張を促進するとともに海外貿易を振興する。

② 工業

本市都市圏の臨海部および内陸部に工業団地の基盤整備をはかり、既存工業の近代化を促進し、あわせて関連産業を誘発して既存産業に相乗効果をもたらす非公害型の工業の育成・導入をはかり、本市産業の新しい活力としての発展を目指す。

③ 観 光

観光資源の保存、開発および創造を強力に推進して観光的利用をはかり、あわせて全市民のレクリエーションに活用し、観光諸施設の整備と新たな観光価値の再発見に努め、観光拠点都市としての機能を強化する。

④ 農林水産業

農業の生産性向上と農業者の所得増大を目途とし、農業関係基盤の整備をはかり、あわせて生産環境の保全に努め、都市近郊農業の特色を生かした、近代化された主産地形成を目指すとともに需要の動向に即応できる態勢づくりを推進する。

時代の要請に対応して生産性の高い水産業の振興をはかる。

⑤ 中小企業

本市産業の大半を占める中小企業については、激しい環境変化に対応できるよう高度化、近代化を進め、体質の改善と経営の安定化をはかる。

⑥ 労働力

優秀な労働力の集積・定着と、潜在労働力の活用をはかる諸施策を積極的に推進し、経営能力ならびに技術および技能の向上に努め、もって、本市の九州における経済の中核的地位を高める。

エ 都市基盤

充実した中枢管理機能、健康で文化的な市民生活および効率的な都市活動の基礎となる都市基盤の整備を目ざして次の施策を推進する。

① 市街地開発

快適、かつ、能率的な都市の実現のため、市街地としての開発および既存市街地の再開発を行なう。

すなわち周辺地域においては、土地区画整理事業を促進して良好な住居環境と効率的な産業施設の配置をはかり、都心部の過度の集中により機能の停滞している地域においては、関係者の力を結集した再開発により都市機能の充実強化をはかる。

② 交通運輸

九州の中枢都市としての管理機能を効率的に発揮するため、高速自動車道の建設、国道および主要地方道の改良ならびにバイパス建設を促進する。

増大する道路交通に対処し、かつ、上記幹線道路に連絡するため放射状および環状の都市計画道路ならびに主要市道を整備する。

その他、港湾、インターチェンジおよび空港等の重要都市施設間の連絡道路の整備を強力に推進する。

新港湾の建設を促進し、生産の向上と流通機能の充実をはかり、もって産業開発の起動力たらしめる。

鉄道については、九州新幹線の建設を促進するとともに、市街地部における高架化または立体交差

化を促進する。

現空港は、将来、国際空港として機能させるため施設の整備を促進する。

③ 上 水 道

上水道需要に対応して、常に良質、かつ、豊富な水を確保する。原水は地下水に求めることを基本とする。

④ 下 水 道

都市排水を計画的に処理するため、公共下水道、都市排水路を整備し、市民生活環境の向上および公共用水域の水質保全をはかる。

⑤ 防 災

水害のおそれがない安心して住める街にするため、白川および諸河川の抜本的改修を即進するとともに、西山地域における小河川については、砂防対策を中心に災害防止対策の充実をはかる。

火災その他の災害に対しては、予防体制を確立するとともに消防施設や機動力を増強し、激増する救急業務に対しては救急体制の充実を促進する。

⑤ 推進体制

ア 市民参加

広報、広聴活動の強力な推進により市民の創意と良識を結集し、もって、この構想の円滑な実現を期する。

イ 広域行政

住民の生活圏の広域化に対応しつつ、国の広域生活圏構想に基づき、関係市町村との協力および各自の特性に応じた機能分担の下に、地域の一体的発展のため広域行政の推進をはかる。

ウ 行財政運営

市民生活の向上および社会経済の発展にともない量的に増大し質的に多様化する行政需要に対処し、もって本構想を効率的に達成するため、本市行財政運営の近代化に努める。

(昭和46年7月15日議決)

6 広報・広聴

(1) 広報活動

ア 広報紙

「くまもと市政だより」

B5版 毎月1日発行(特集1回) 10～12ページ

1回の印刷部数 130,000部

配布方法は町内自治会を通じて各戸に配布。

「点字市政だより」

B5版 毎月1日発行(特集1回) 12ページ

1回の印刷部数 300部(郵送)

編集は市盲人福祉協会に委嘱(資料は市政だよりを利用)

イ 行事予定表

週報（毎週金曜日作成）}
月報（毎月20日作成）} 印刷部数各300部

配布対象 市議会・報道機関・教育機関・各課

ウ テレビ放送

「私たちの時間」（RKK） 年6回 1回15分間

サブタイトルを時期に応じて定め、偶数月に1回第2土曜日の午後5時40分に放送。

「テレビスポット」

（RKK） 年100回 1回20秒

毎週月曜日の午後6時50分と、毎月最終週の火曜日から金曜日の毎日午後零時40分に放送。

（TKU） 年112回 1回20～25秒

毎週月曜日の午後7時30分と、毎月最終週の月曜日から金曜日の毎日午前9時に放送。

「テレビ年賀」

市長の年頭あいさつ 1月1日

エ ラジオ放送（NHK）

毎週水曜日の午後6時50分から放送される「官公庁だより」に原稿を送付。

オ 記者会見

市長の定例記者会見 毎月1回

市政記者クラブ加入者（11社）

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・日本経済・時事通信・共同通信

カ 庁内放送

来庁者の呼び出し

毎朝8時30分からその日の行事、各課からのお知らせを放送。

午後3時に業間体操放送。

キ 広報写真の掲示

市役所内（2ヶ所）、デパート内（1ヶ所）に設置し、1ヶ所に4～5点の行事ものを月2回掲示する。

ク 町内広報板の利用（木製のスポンサー付）

各町内の自治会417ヶ所に設置し、市の行事、催しのポスター、ビラ、その他を掲示。

ケ 時事ファックス

関係課に回覧。

コ 広報車（放送設備有）

ぞんなん号 トヨペットクラウンカスタム 1,900cc

広報取材車 マツダファミリアバン 1,000cc

サ 広報連絡組織

各部局に広報委員（庶務担当課長）、各課に広報主任（庶務担当課長補佐または係長）を選任、横の連絡にあたっている。

広報委員会（13名） 毎月10日項開催

広報主任会（92名） 年1回研修会を開催

② 広聴活動

ア 市政相談

市民相談受理件数

（昭和45年度）

種 別 部(局)別	件 数	方 法				要 旨			
		電 話	文 書	来 訪	陳 情	苦 情	陳 情	要 望	相 談
市 長 公 室	8	1	1	6		1		2	5
総 務 部	23	1	3	15	4	5	7	7	4
民 生 部	147	48	12	87		13	2	9	123
税 務 部	35	2	5	28		10		1	24
経 済 部	8		4	4		2	1	3	2
農 林 部	198	12	18	109	59	4	102	84	8
衛 生 部	351	145	57	140	9	200	55	44	52
清 掃 部	505	318	18	157	12	304	32	109	60
都 市 計 画 部	532	302	59	169	4	65	20	386	61
土 木 部	376	53	33	259	31	63	56	163	94
選 管 事 務 局	2			2					2
消 防 局	75	65	2	6	2	58	5	10	2
水 道 局	189	125	9	17	38	131	43	9	6
交 通 局	20	3	14	3		5		12	3
教 育 委 員 会	29		6	19	4	1	9	10	9
そ の 他	71	21	4	46		9	2	6	54
計	2,569	1,096	245	1,065	163	871	334	855	509

イ 無料法律相談

熊本県弁護士会に依頼し、毎週金曜日の午後から 8 名を限度として、相談に応じている。

取扱状況

(昭和 45 年度)

種 別	月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
土 地		7	5	8	5	7	9	5	9	5	6	4	8	78
家 屋		10	4	5	5	4	6		3	5	4	4	4	54
金 銭			1	1	1	2	3	2	1	2	2	4	2	21
親 族		3	2	3	1	1	1			2		3	3	19
遺 産		3	6	2	1		1	1	2	4	4	3	2	29
訴 訟			1		1	1					1			4
交 通						1		1	1				1	4
そ の 他		5		1	5	3	2	2	4	2	3	2		29
計		28	19	20	19	19	22	11	20	20	20	20	20	238

(注) 45 年度までは月 2 回

ウ 広聴電話

市民との対話による市民の意思を市政へ反映させることを目的とする施策の一環として 10 月 1 日から市民相談課に広聴電話を設置した。

この電話は、忙しくて市役所に行くことができない市民、或いは夜間でないと電話できない市民に利用してもらうものである。執務時間中は職員が応接し、時間外（祝祭日及び日曜を除き午後 5 時～午後 8 時）は用件を録音し、翌日再生の上迅速に回答するものとしている。

広聴専用電話番号 55-0003

7 事務改善

(1) 事務の機械化について

本市における事務機械化の歴史は、まず計算など作業的事務の「量」の消化からはじまった。最初は小さな会計機の導入による固定資産税等の計算に端を発した作業量の消化は、昭和 41 年民間の電子計算センターの設立をみてからは、そのセンターへの業務委託により本格化し、今では、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、職員給与、水道料金などの計算作票事務が機械化されるようになった。

このように各部門ごとの作業的事務を個別に機械化し、事務のスピードアップ、正確性の向上など相当の効果をもたらしたが、近年になって計算作業の「量」の消化と並行して、電算機のもう一つの利用面である記録、検索、選別などの機能を行政に利用しようとする研究がすすめられつつある。すなわち、行政の専門化、分化によってこま切れになった住民に関する記録を、より正確に、かつ、機能的、統一的に管理することにより、統合された質の高い行政を行なおうとするものである。

事務改善ではこの目的にそって、まず住民基本台帳の記録を電子計算機に記録した「住民マスターファイル」を作成し、そのデータにもとづいて、選挙、税務、民生、衛生、教育など諸般の行政活動に必要な資料を統一的に作成できるよう、「住民記録の管理」を機械化することを目標とし、さらに、ゆくゆくは住

民の所得や資産などのデータとも連結して、各種の計画に役立てる「住民情報処理システム」に発展させるべく、その研究、計画に鋭意努力中である。

(2) 窓口事務の統合改善と住民基本台帳の整備

本市では、年々激増の一途をたどる窓口事務の簡素化、スピードアップをはかるため、昭和35年以来種々の改善施策を講じてきた。特に、市民の権利義務の基本となる住民登録の異動や、その他の身近な手続きを取り扱う市民課窓口を中心として、①明るく清楚な窓口（親切な応待、快適な環境）、②待たせない歩かせない窓口（迅速な処理、手続上の利便）を目標に、環境改善、接遇改善、事務手続改善につとめてきた。

昭和42年ごろからは、さらにこれらと並行して「住民基本台帳法」制定がきっかけになり、時代のあたらしい要請として登場した「行政の総合化」あるいは「情報管理」という目標もとり入れ、住民の住所変更等に係る届出などの受付事務を一部市民課窓口統合一本化し、一方、住民に関する記録（台帳）も、「基本台帳」として統合管理することによって、従来各行政部門ごとに個々バラバラに住民を把握し、台帳を管理していたために起る矛盾、不統一といった「欠陥排除」にむかってスタートし、徐々にその成果をあげつつある。

これまでに、戸籍、住民登録を中心として、配給、国民健康保険、国民年金、選挙、就学などの窓口や台帳の一部を統合または関連づけしたが、今後は前項で述べた「住民記録管理機械化システム」形成のうえで、重要な基盤になるものであり、なお多くの努力、解決を要する問題も残されている。

(3) 文書事務の改善と集中管理

本市の文書事務の改善は文書課文書係が中心となり、まず、昭和38年から「メールボーイ制」を採用して、庁内各課の文書集配を全面実施、さらに42年からは「メールカー制度」を実施し、本庁および各出先機関、主要官庁などを巡回して、集配業務の集中的管理を行ない、職員の本務への専念、能率向上に成果をあげてきた。

一方、浄書印刷業務の能率化をはかるため、昭和40年大型乾式複写機の導入を皮切りに、複写業務の集中化を実施した。ついで43年文書課に浄書室を設置し、オフセット印刷機、電子式複写機等を導入、さらに44年邦文タイプライターを集中管理してタイプ浄書業務を開始した。これら一連の浄書印刷機械の集中化によって、事務能率向上と文書作成の標準化、形式統一にも多大の役割をはたしている。（機械は市保有、作業は民間委託）

いま文書課では、文書の発生から完結、保存、廃棄に至る一連の整理、検索、利用を統一された手法によって合理的に行なうため、永年の研究成果をもとに全庁的な「文書分類表」を作成し、近くこれを適用して文書管理の基準を確立し、標準化をはかるべく準備中である。

また、これと並行して文書の整理保管、検索利用の手法として、従来の大福帳形式に代わる「ファイリングシステム」についても一部に試験的に適用実施中であり、今後全庁的に普及をはかる予定である。

8 職員研修

職員の資質の向上、勤務能率の発揮および増進をはかり、市行政の能率的な運営に寄与することを目的とする。

(1) 研修の概況

ア 研修受講人員

(昭和45年度)

区 分	職 場 外 研 修			委 託 お よ び 派 遣 研 修	合 計
	管理監督職	一 般 職	計		
延 人 員	56	1,208	1,264	141	1,405

イ 職場外研修

	研 修 名	対象職員	実施回数	延人員	時 間	実施時期	内 容
管理監督者研修	監督者研修	係 長	2	40	16 (3日間)	7.8 月	J S T標準課程（講師人事院）監督者として必要な知識の習得
	監督者研修	課長補佐	1	16	16 (3日間)	8 月	”
一般職員研修	新規採用職員（第一次）	45年度採用職員	3	81	50 (9日間)	4.6.7月	地方公務員法、自治法ほか公務員としての基礎的知識の習得（部内講師）
	新規採用職員（第二次）	”	2	81	15 (3日間)	1 月	実務に関連する一般的知識の習得（部内講師）
	一般実務研修（吏員研修）	吏員昇任者	2	57	33 (6日間)	11 月	地方公務員法、自治法ほか、主としてセミナー方式で実施（部内講師）
		中堅吏員	2	59	54 (10日間)	10 月	主としてセミナー方式で実施（部内講師、一部、部外講師）民法、行政法、地方公務員法、自治法ほか
	特別実務研修（行政事務管理士専門コース）	係長・主事	1	30	30 (5日間)	9 月	事務改善、事務能率向上技法の習得委託先……産業能率短期大学
	特別実務研修（道路交通法）	公用運転手及び一般免許取得者	4	900	2 (2日間)	10 月	道路交通法、特に改正点について（講師、北警察署）

ウ 委託および派遣研修

研 修 名	場 所	対象職員	人 員	期 間	備 考
自治大学校第2部第35期生	東京都	係 長	1	3ヶ月	自 治 大 学 校
建設大学校	"		4	1ヶ月	建 設 大 学 校
中小企業診断士養成	"	事 吏	1	1年間	中小企業振興事業団
都市派遣研修ほか47件		吏員ほか	135		

9 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭46.5.20現在)

開票区	投 票 所 名	男	女	計
第一開票区 (碩台小学校)	1 碩 台 小 学 校	1,900	2,632	4,532
	2 熊 本 信 愛 女 学 院	1,159	1,801	2,960
	3 桜 山 中 学 校	3,681	2,837	6,518
	4 黒 髪 小 学 校	1,961	2,292	4,253
	5 市 立 高 校	1,501	1,849	3,350
	6 竜 田 公 民 館	1,987	2,527	4,514
	7 城 北 小 学 校	2,194	2,514	4,708
	8 八 景 水 谷 公 民 館	2,930	1,357	4,287
	9 清 水 小 学 校	3,428	4,138	7,566
	10 高 平 台 小 学 校	2,174	2,474	4,648
	11 京 陵 中 学 校	1,512	2,059	3,571
	12 壺 川 小 学 校	2,238	3,047	5,285
	74 楠 小 学 校	903	986	1,889
	小 計	27,568	30,513	58,081
第二開票区 (五福小学校)	13 振 武 館	970	1,526	2,496
	14 市 民 会 館	1,405	2,254	3,659
	15 慶 徳 小 学 校	1,191	1,669	2,860
	16 五 福 小 学 校	1,345	1,843	3,188
	17 一 新 幼 稚 園	1,347	1,971	3,318
	18 一 新 小 学 校	1,764	2,353	4,117
	19 横 手 保 育 園	977	1,300	2,277
	20 花 園 公 民 館	1,588	1,904	3,492
	21 花 園 小 学 校	1,794	2,182	3,976
	22 京 町 台 保 育 園	1,635	2,011	3,646
	23 池 田 小 学 校	2,166	2,464	4,630
	小 計	16,182	21,477	37,659
第三開票区 (春日小学校)	24 古 町 小 学 校	2,314	3,098	5,412
	25 白 坪 小 学 校	1,236	1,456	2,692
	26 春 日 小 学 校	2,199	2,562	4,761
	27 玄 武 館	1,167	1,624	2,791
	28 岳 林 寺	1,228	1,662	2,890
	29 城 西 小 学 校	2,246	2,741	4,987
	30 池 上 小 学 校	1,556	1,830	3,386
	31 三 和 支 所	1,926	2,304	4,230
	32 松 尾 東 小 学 校	427	534	961
	33 松 尾 西 小 学 校	528	651	1,179
	34 松 尾 北 公 民 館	122	122	244
	35 小 島 小 学 校	1,067	1,315	2,382
	36 有 明 保 育 園	232	268	500
	37 中 島 公 民 館	704	837	1,541
	38 沖 新 漁 協 事 務 所	720	838	1,558

	78	花 陵 幼 稚 園	2,089	2,620	4,709
		小 計	19,761	24,462	44,223
第四開票区 (大江小学校)	39	白 川 小 学 校	1,597	2,339	3,936
	40	鎮 西 高 校	1,404	2,003	3,407
	41	大 江 小 学 校	2,284	2,821	5,105
	42	九 州 学 院	1,828	2,393	4,221
	43	菊 水 学 園	1,696	1,849	3,545
	44	託 麻 原 小 学 校	2,916	3,513	6,429
	45	東 水 前 寺 会 館	2,236	2,797	5,033
	46	帶 山 中 学 校	4,073	4,581	8,654
	47	京 塚 公 民 館	1,979	2,475	4,454
	48	尾ノ上小 学 校	2,733	3,110	5,843
	49	西 原 小 学 校	2,487	2,827	5,314
	75	託 麻 北 小 学 校	865	1,011	1,876
	76	託 麻 西 小 学 校	908	1,006	1,914
	77	二 岡 中 学 校	1,163	1,281	2,444
		小 計	28,169	34,006	62,175
第五開票区 (出水小学校)	50	出 水 小 学 校	2,866	3,641	6,507
	51	覚 法 寺	1,512	1,962	3,474
	52	砂 取 小 学 校	2,857	3,615	6,472
	53	熊 本 ろ う あ 会 館	965	1,193	2,158
	54	健 軍 小 学 校	1,568	1,301	2,869
	55	湖 東 中 学 校	2,085	2,529	4,614
	56	泉 ケ 丘 小 学 校	1,416	1,711	3,127
	57	泉 ケ 丘 公 民 館	1,828	2,356	4,184
	58	の ぞ み 保 育 園	2,482	2,903	5,385
	59	秋 津 小 学 校	3,130	3,593	6,723
	60	画 図 公 民 館	906	1,064	1,970
	61	白 山 小 学 校	2,693	3,122	5,815
	62	白 山 保 育 園	969	1,246	2,215
	79	県 立 第 二 高 校	1,570	1,788	3,358
	80	江 津 湖 団 地 集 会 所	1,229	1,384	2,613
		小 計	28,076	33,408	61,484
第六開票区 (向山小学校)	63	本 莊 小 学 校	1,860	2,548	4,408
	64	春 竹 小 学 校	2,627	3,334	5,961
	65	事業内高等職業訓練校	1,511	1,776	3,287
	66	向 山 小 学 校	2,208	2,654	4,862
	67	世 安 公 民 館	956	1,111	2,067
	68	日 吉 公 民 館	3,483	3,881	7,364
	69	力 合 小 学 校	1,826	2,141	3,967
	70	川 尻 公 会 堂	1,686	2,046	3,732
	71	城 南 中 学 校	1,482	1,993	3,475
	72	御 幸 小 学 校	1,178	1,393	2,571
	73	市農協田迎支所そ菜集荷所	1,808	2,064	3,872
		小 計	20,625	24,941	45,566
合 計			140,381	168,807	309,188

(2) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 \ 開票区	第一	第二	第三	第四	第五	第六	計
衆議院議員総選挙 (昭44.12.27)	65.36	65.62	67.54	64.94	63.93	65.22	65.34
熊本市長選挙 (昭45.12.20)	57.18	56.90	58.18	58.47	59.30	57.03	57.94
熊本県知事選挙 (昭46. 1.31)	28.12	26.65	26.25	27.04	27.58	25.03	26.89
県議会議員選挙 (昭46. 4.11)	60.43	63.42	71.45	60.01	62.58	65.91	63.58
市議会議員選挙 (昭46. 4.25)	70.23	72.34	79.80	70.63	70.60	75.57	72.82
参議院議員通常選挙 (昭46. 6.27)	59.64	60.02	59.41	58.24	62.21	55.87	59.15

(注) 46.4.11県議選は旧託麻村分を除く。

(3) 各種選挙党派別得票状況

党派別 \ 選挙別	区分	自民	社会	公明	民社	共産	無所属	計
衆議院議員総選挙	得票数	93,946	42,863	31,516	0	4,698	23,401	196,424
	得票率%	47.83	21.82	16.05	0	2.39	11.91	100
	候補者数	4	2	1	0	1	2	10
熊本市長選挙	得票数	87,133	0	0	0	7,395	80,687	175,215
	得票率%	49.73	0	0	0	4.22	46.05	100
	候補者数	1	0	0	0	1	1	3
熊本県知事選挙	得票数	64,075	0	0	0	17,003	0	81,078
	得票率%	79.03	0	0	0	20.97	0	100
	候補者数	1	0	0	0	1	0	2
県議会議員選挙	得票数	78,527	37,324	28,545	0	14,535	28,724	187,655
	得票率%	41.85	19.89	15.21	0	7.75	15.30	100
	候補者数	6	4	2	0	1	4	17
市議会議員選挙	得票数	66,416	38,275	22,342	0	7,800	83,633	218,466
	得票率%	30.40	17.52	10.23	0	3.57	38.28	100
	候補者数	27	13	8	0	3	38	89
参議院議員通常選挙	得票数	104,376	64,927	0	0	7,889	0	177,192
	得票率%	58.91	36.64	0	0	4.45	0	100
	候補者数	2	1	0	0	1	0	4

(注) 県議選……旧託麻村を除く。

10 名誉市民

故徳富蘇峰氏（昭和30年表彰）

文久3年生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。95歳で死去。

故高橋守雄氏（昭和30年表彰）

明治16年生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（23連隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。73歳で死去。

故細川護立氏（昭和35年表彰）

明治16年生まれ。細川家16代当主。有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに現在まで国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡、名勝などの保存活用に貢献した。87歳で死去。

福田令寿氏（昭和35年表彰）

明治5年生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。現在99歳。

宇野哲人氏（昭和44年表彰）

明治8年生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。現在96歳。

堅山南風氏（昭和44年表彰）

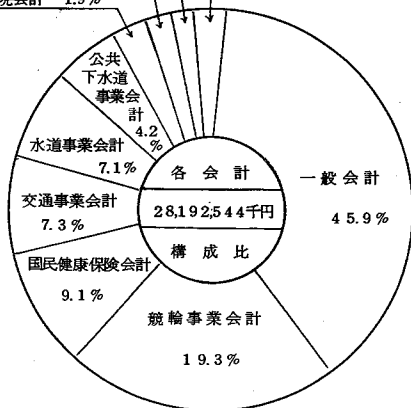
明治20年生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、現在、大観画伯なき後の日本画壇の第一人者といわれ、また、郷土文化の進展に大きく貢献している。現在84歳。

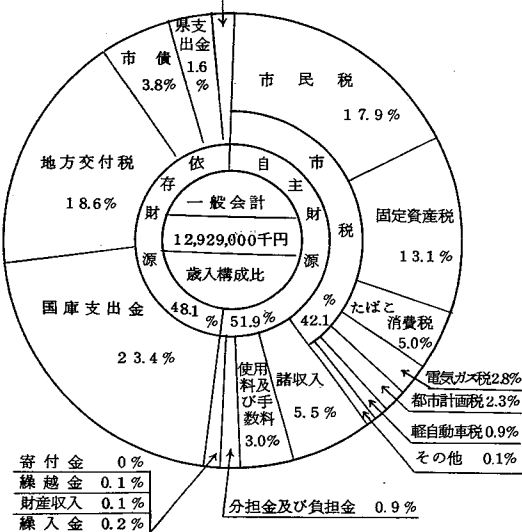
11 財 政

(1) 昭和46年度予算図表

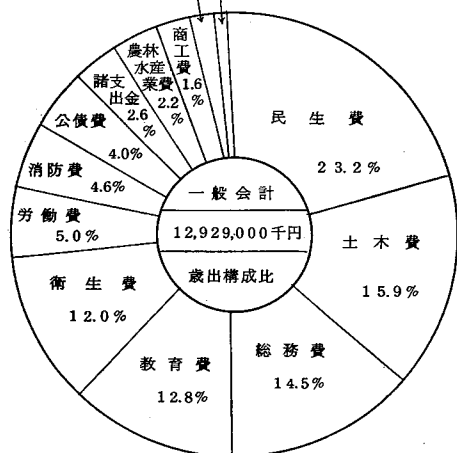
交通災害共済事業会計	0.2%
熊本城会計	0.2%
食肉センター会計	0.3%
農業共済事業会計	0.3%
産院会計	0.4%
復興土地面整理事業会計	0.4%
復興土地面整理清算会計	0.9%
東部第一土地面整理事業会計	1.1%
産業振興資金会計	1.4%
市民病院会計	1.9%



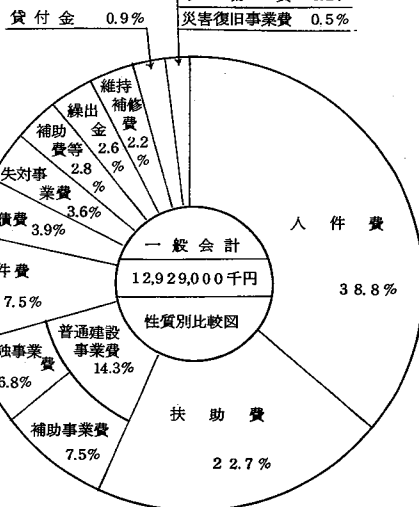
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0%
交通安全対策特別交付金	0.1%
自動車取得税交付金	0.6%



予備費	0.1%
災害復旧費	0.4%
議会費	1.1%



投資及び出資金	0%
積立金	0%
予備費	0.2%
災害復旧事業費	0.5%



② 予算総括表

(単位 千円)

年 度 会 計 別		4 6 年当初予算(A)		4 5 年 度				比 較 (A) - (B)	伸 率 (A)-(B) / (B)
				当 初 予 算 (B)		決 算 (見込)			
普 通 会 計	一 般 会 計	12,929,000	45.9%	12,046,000	47.4%	14,788,644	49.3%	883,000	7.3%
	特 別 会 計	10,556,287	37.4	8,974,782	35.4	10,529,680	35.2	1,581,505	17.6
	交通災害共済事業会計	49,653	0.2	49,498	0.2	36,540	0.1	155	3.1
	国民健康 保険 会計	2,567,041	9.1	2,225,819	8.8	2,165,545	7.2	341,222	15.3
	食 肉 セ ン タ ー 会 計	86,356	0.3	84,430	0.3	100,905	0.4	1,926	22.8
	農 業 共 済 事 業 会 計	96,910	0.3	—	—	23,372	0.1	96,910	—
	産 業 振 興 資 金 会 計	407,240	1.4	392,371	1.6	402,000	1.3	14,869	37.9
	競 輪 事 業 会 計	5,446,000	19.3	4,730,241	18.6	6,401,831	21.3	715,759	1.5
	熊 本 城 会 計	59,000	0.2	65,487	0.3	72,599	0.3	△ 6,487	△99.1
	東 部 第 一 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	307,786	1.1	334,580	1.3	236,507	0.8	△26,794	△80.1
	復 興 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	116,997	0.4	117,596	0.5	83,641	0.3	△ 599	△ 0.5
	復 興 土 地 区 画 整 理 清 算 会 計	241,173	0.9	8,708	0	8,236	0	32,465	27.0
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	1,178,131	4.2	966,052	3.8	1,021,876	3.4	212,079	22.0
	計	23,485,287	83.3	21,020,782	82.8	25,341,785	84.5	2,464,505	11.7
企 業 会 計	産 院 会 計	109,574	0.4	76,598	0.3	101,051	0.3	32,976	43.1
	市 民 病 院 会 計	532,187	1.9	443,770	1.7	498,217	1.7	88,417	19.9
	交 通 事 業 会 計	2,066,842	7.3	2,002,918	7.9	2,178,634	7.2	63,924	3.2
	水 道 事 業 会 計	1,998,654	7.1	1,850,576	7.3	1,887,042	6.3	148,078	80.0
	計	4,707,257	16.7	4,373,862	17.2	4,664,944	15.5	333,395	76.2
総 計		28,192,544	100	25,394,644	100	30,006,729	100	2,797,900	11.0

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区 分 款 別	4 6 年 度 当 初 予 算						4 5 年 度 当 初 予 算					
	金 額	構 成 比	特 定 財 源		一 般 財 源		金 額	構 成 比	特 定 財 源		一 般 財 源	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
1 人 件 費	5,009,548	38.8	333,271	7.2	4,676,277	56.5	4,197,989	34.8	323,323	6.7	3,874,666	3.6
2 物 件 費	968,586	7.5	280,966	6.0	687,620	8.3	765,313	6.4	247,482	5.1	517,831	7.2
3 維持補修費	284,796	2.2	36,143	0.8	248,653	3.0	264,922	2.2	27,582	0.6	237,340	3.3
4 扶 助 費	2,931,444	22.7	2,375,225	51.1	556,219	6.7	2,385,860	19.8	1,885,019	39.1	500,841	6.9
5 補 助 費 等	349,010	2.8	68,328	1.5	280,682	3.4	285,945	2.4	50,727	1.1	235,218	3.3
6 普通建設事業	1,869,989	14.3	1,069,647	23.0	800,342	9.7	2,532,717	21.0	1,549,338	32.2	983,379	13.6
補助事業	975,746	7.5	858,547	18.5	117,199	1.4	1,547,567	12.8	1,277,402	26.5	270,165	3.7
単独事業	894,243	6.8	211,100	4.5	683,143	8.3	985,150	8.2	271,936	5.6	713,214	9.9
7 災害復旧事業	57,883	0.5	40,912	0.9	16,971	0.2	18,257	0.2	12,336	0.3	5,921	0.1
8 失 対 事 業	466,697	3.5	267,148	5.7	199,549	2.4	367,538	3.1	238,377	5.0	129,161	1.8
9 公 債 費	510,502	3.9	61,322	1.3	449,180	5.4	412,852	3.4	43,035	1.0	369,817	5.1
10 積 立 金	1,978	0	180	0	1,798	0	1,870	0	168	0	1,702	0
11 投資及び出資金	4,767	0	—	—	4,767	0	9,626	0.1	2	0	9,624	0.1
12 貸 付 金	117,500	0.9	117,500	2.5	—	—	437,500	3.6	437,500	9.1	—	—
13 繰 出 金	336,300	2.6	—	—	336,300	4.1	345,611	2.9	—	—	345,611	4.8
14 予 備 費	20,000	0.2	—	—	20,000	0.2	20,000	0.2	—	—	20,000	0.3
合 計	12,929,000	100	4,650,642	100	8,278,358	100	12,046,000	100	4,814,889	100	7,231,111	100

(4) 一般会計決算の推移
(歳入)

区 分 款	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
	年 度									
	42 (決算)	43 (決算)	44 (決算)	45 (決算)	46 (当初予算)	42	43	44	45	46
1 市 税	3,593,044	4,121,384	4,723,060	5,602,513	5,444,076	33.4	34.3	35.7	36.5	42.1
2 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	951	941	1,287	1,638	1,000	0	0	0	0	0
3 自動車取得税交付金	3,747	55,339	80,284	88,435	80,000	0	0.5	0.6	0.6	0.6
4 地方交付税	1,060,841	1,417,336	1,968,996	2,456,133	2,400,000	9.8	11.8	14.9	16.0	18.6
5 交通安全対策 特別交付金	—	20,595	24,440	19,909	10,000	—	0.2	0.2	0.1	0.1
6 分担金及び負担金	80,607	66,441	85,491	107,694	111,706	0.7	0.6	0.6	0.7	0.9
7 使用料及び手数料	301,861	278,620	316,976	373,827	383,160	3.0	2.3	2.4	2.4	3.0
8 国庫支出金	2,185,629	2,442,326	2,796,284	3,412,479	3,030,073	20.3	20.3	21.1	22.2	23.4
9 県支出金	271,227	179,444	210,126	241,456	206,750	2.5	1.5	1.6	1.6	1.6
10 財産収入	35,218	248,911	89,680	150,228	20,176	0.3	2.1	0.7	1.0	0.1
11 寄付金	22,031	37,918	4,110	4,915	880	0.2	0.3	0	0	0
12 繰入金	27,116	27,623	32,477	64,061	31,413	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2
13 繰越金	671,381	567,788	600,216	623,483	10,000	6.2	4.7	4.5	4.1	0.1
14 諸収入	1,909,354	1,943,107	1,532,275	1,512,554	706,866	17.9	16.2	11.6	9.9	5.5
15 市債	592,600	603,600	760,200	687,500	492,900	5.5	5.0	5.7	4.5	3.8
合 計	10,755,608	12,011,373	13,225,904	15,346,825	12,929,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区 分 年 度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		42 (決算)	43 (決算)	44 (決算)	45 (決算)	46 (当初予算)	42	43	44	45	46
1	議 会 費	101,713	121,712	129,090	127,906	145,391	1.0	1.1	1.0	0.9	1.1
2	総 務 費	1,135,854	1,436,935	1,716,723	2,181,524	1,880,888	11.1	12.6	13.6	14.8	14.5
3	民 生 費	1,879,938	2,169,951	2,458,957	3,153,516	2,999,829	18.5	19.0	19.5	21.3	23.2
4	衛 生 費	1,015,369	1,059,831	1,332,849	1,387,111	1,551,107	10.0	9.3	10.6	9.4	12.0
5	労 働 費	513,234	552,040	613,076	642,922	646,894	5.0	4.8	4.9	4.3	5.0
6	農 林 水 産 業 費	341,612	319,171	289,264	332,705	281,154	3.4	2.8	2.3	2.2	2.2
7	商 工 費	981,392	751,452	310,847	306,728	210,800	9.6	6.6	2.5	2.1	1.6
8	土 木 費	1,898,955	2,136,900	2,742,720	3,244,704	2,053,491	18.6	18.7	21.7	21.9	15.9
9	消 防 費	338,605	382,917	463,991	577,505	586,900	3.3	3.4	3.7	3.9	4.6
10	教 育 費	1,116,742	1,353,362	1,583,646	1,820,182	1,653,810	11.0	11.9	12.6	12.3	12.8
11	災 害 復 旧 費	89,154	41,031	78,070	36,321	57,883	0.9	0.4	0.6	0.2	0.4
12	公 債 費	264,223	361,480	378,402	457,300	510,602	2.6	3.2	3.0	3.1	4.0
13	諸 支 出 金	511,029	724,377	504,784	520,220	330,251	5.0	6.3	4.0	3.5	2.6
14	予 備 費	0	0	0	0	20,000	—	—	—	—	0.1
合 計		10,187,820	11,411,158	12,602,421	14,788,644	12,929,000	100	100	100	100	100

㊦ 一般会計繰入金・繰出金の推移

ア 繰入金

(単位 千円)

繰 入 先 \ 年 度	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
競 輪 事 業 会 計	437,101	537,000	726,300	802,000	250,000
産 業 振 興 資 金 会 計	—	—	4,601	—	5,240
復興土地地区画整理清算会計	—	—	—	8,708	1,173
調 達 基 金 (旧 調 達 会 計)	27,116	27,623	27,876	25,000	25,000
計	464,217	564,623	758,777	835,708	281,413

イ 繰出金

繰 出 先 \ 年 度	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6
交通災害共済事業会計	—	4,828	6,040	4,803	4,705
国民健康保険会計	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
食 肉 セ ン タ ー 会 計	14,597	12,674	13,831	11,539	8,801
産 業 振 興 資 金 会 計	—	—	—	220	—
熊 本 城 会 計	650	6,542	11,750	10,750	3,000
東部第一土地地区画整理事業会計	20,735	19,914	22,882	16,000	25,735
復興土地地区画整理事業会計	32,726	36,956	40,243	21,000	28,938
復興土地地区画整理清算会計	—	—	8,719	—	—
公 共 下 水 道 事 業 会 計	144,300	196,299	226,789	284,983	362,621
産 院 会 計	—	13,131	11,444	9,569	9,285
市 民 病 院 会 計	7,656	13,047	20,747	34,748	40,748
計	250,664	333,391	392,445	423,612	513,833

(注) 1. 貸付金的或は資金操作上の繰入金繰出金は除外した。

2. 昭和44年度までは決算額、45年度は現計予算額、46年度は当初予算額を示す。

12 市 税

(1) 市税の税率及び納期

(昭46.4.1現在)

税 目			税 率	納 期 限
市 民 税	個 人	均 等 割	5 0 0 円	個 人 1. 普通徴収 第 1 期 6 月 3 0 日 第 2 期 8 月 3 1 日 第 3 期 1 0 月 3 1 日 第 4 期 1 月 3 1 日 2. 特別徴収 徴収の月の翌月の 1 0 日 法 人 事業年度終了の日の翌日 から 2 か月以内 均等割相当額 以下 6 月 30 日 普徴・特徴を 含む 公共法人等で 均等割のみの もの 4 月 30 日
		所 得 割	標 準 税 率	
	法 人	均 等 割	資 本 金 等 1 千 万 円 以 下 3, 2 0 0 円 1 千 万 円 超 5, 6 0 0 円	
		法人税割	$\frac{10.7}{100}$	
	県民税と 市民税の 併課		均 等 割	
所 得 割			1 5 0 万 円 以 下 2 / 1 0 0 1 5 0 万 円 超 4 / 1 0 0	
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$	普通徴収 第 1 期 4 月 3 0 日 第 2 期 7 月 3 1 日 第 3 期 9 月 3 0 日 第 4 期 1 2 月 3 1 日
都 市 計 画 税			$\frac{0.2}{100}$	
軽 自 動 車 税			原 動 機 付 自 転 車 5 0 c c 以 下 5 0 0 円 9 0 c c 以 下 8 0 0 円 9 0 c c 超 1, 0 0 0 円 軽自動車・小型特殊自動車 イ、軽自動車 二 輪 1, 5 0 0 円 三 輪 2, 0 0 0 円 四輪貨物 2, 5 0 0 円 " 乗用 4, 5 0 0 円 ロ、小型特殊自動車 農耕作業用 1, 0 0 0 円 そ の 他 3, 0 0 0 円 二輪の小型 自 動 車 2, 5 0 0 円	普通徴収 5 月 3 1 日
市 た ば こ 消 費 税			$\frac{18.1}{100}$	申告納付 売り渡し月の翌月の末日
電 気 ガ ス 税			$\frac{7}{100}$	特別徴収 徴収月の翌月の 2 5 日 普通徴収 使用月の翌月の 2 5 日
木 材 引 取 税			従 量	特別徴収 徴収月の翌月の 7 日 申告納付 前々月分を毎月 7 日
商 品 券 発 行 税			$\frac{2}{100}$	普通徴収 売り渡し月の翌月の末日

② 納税義務者の推移

税目			年度	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
市 民 税	個 人	普通徴収	均等割のみ	2 2 4 9 7	1 7 6 7 3	2 0 4 1 6	2 0 9 7 2	2 0 3 5 1
			所得割のみ	1 2 7 6	1 9 3 4	1 8 9 7	2 7 7 6	3 4 1 0
			完全納税者	1 4 7 5 9	1 7 4 4 4	1 6 4 3 6	1 7 0 3 8	1 8 1 1 0
			計	3 8 5 3 2	3 7 0 5 1	3 8 7 4 9	4 0 7 8 6	4 1 8 7 1
	人	特別徴収	均等割のみ	1 0 7 8 8	9 2 5 1	1 3 1 2 9	1 6 2 3 7	1 6 6 9 5
			所得割のみ	6 9 9 2	7 7 9 5	7 4 8 7	7 5 4 6	8 2 4 1
			完全納税者	6 4 8 8 4	7 0 3 5 4	6 9 1 9 3	7 0 8 5 4	7 4 5 0 6
			計	8 2 6 6 4	8 7 4 0 0	8 9 8 0 9	9 4 6 3 7	9 9 4 4 2
	小 計			1 2 1,1 9 6	1 2 4,4 5 1	1 2 8,5 5 8	1 3 5,4 2 3	1 4 1,3 1 3
	法人 調 定 件 数			7,9 3 8	8,4 8 9	8,7 0 0	8,3 2 8	9,3 3 5
固 資 産 定 税	土 地 及 家 屋 債 却 資 産		6 3,2 2 5	6 6,0 1 1	7 1,2 1 2	7 5,5 1 3	7 8,6 9 1	
			1,5 6 1	1,7 5 5	(1,6 8 9)	(1,9 0 7)	(2,1 0 7)	
	小 計		6 4,7 8 6	6 7,7 6 6	7 1,2 1 2	7 5,5 1 3	7 8,6 9 1	
軽 自 動 車 税			5 0,4 4 3	5 4,0 3 8	4 5,6 3 0	5 6,9 9 2	6 2,4 4 9	
合 計			2 4 4,3 6 3	2 5 4,7 5 5	2 5 4,1 0 0	2 7 6,7 5 6	2 9 1,7 8 8	
対 前 年	増 加 数		△ 1 1 8 3	1 0,3 9 3	△ 6 5 5	2 2,6 5 6	1 5,0 3 2	
	伸 張 率 (%)		9 9.5	1 0 4	9 9.7	1 0 9	1 0 5	

(注) 43～45年度の債却資産に係る()書は土地及び家屋に含む。

③ 市税収入状況

(単位 千円)

税 目			年 度	4 4			4 5		
			調 定 額	収 入 額	収 入 率(%)	調 定 額	収 入 額	収 入 率(%)	
市 民 税	個 人 分	普 通 徴 収	482,462	448,372	92.9	588,940	559,182	95.0	
		特 別 徴 収	807,749	807,670	99.9	945,154	945,110	99.9	
		計	1,290,211	1,256,042	97.4	1,534,094	1,504,292	98.1	
	法 人 分		695,749	686,678	98.7	801,508	792,889	98.9	
	小 計		1,985,960	1,942,720	97.8	2,335,602	2,297,181	98.4	
固定資産税	固定資産	土地家屋償却資産	1,395,078	1,372,348	98.4	1,691,073	1,666,032	98.5	
	交付金・納付金		109,484	109,484	100	123,963	123,963	100	
	小 計		1,504,562	1,481,832	98.5	1,815,036	1,789,995	98.6	
軽自動車税	原 動 機 付 自 転 車		26,952	25,182	93.4	26,427	25,014	94.7	
	軽 自 動 車		85,846	80,353	93.6	101,455	96,031	94.7	
	二 輪 小 型 車		825	804	97.5	1,089	976	89.6	
	小 計		113,623	106,339	93.6	128,971	122,021	94.6	
た ば こ 消 費 税			568,185	568,185	100	631,680	631,680	100	
電気ガス税	電 気	ガ ス	278,227	278,227	100	317,050	317,050	100	
		ガ ス	37,385	37,385	100	42,477	42,477	100	
	小 計		315,612	315,612	100	359,527	359,527	100	
木 材 引 取 税			68	68	100	18	18	100	
商 品 券 発 行 税			8,807	8,807	100	10,032	10,032	100	
都 市 計 画 税			252,495	248,381	98.4	341,314	336,260	98.5	
旧 法 税 収 入			13	0	0	0	0	0	
合 計			4,749,312	4,671,944	98.4	5,622,180	5,546,714	98.7	
滞 納 繰 越 分			156,984	51,116	32.6	174,622	55,799	32.0	
総 計			4,906,309	4,723,060	96.3	5,796,802	5,602,513	96.6	

(4) 納税貯蓄組合に関する調

(単位 千円)

区分 年度	組合数	組合 員数	税目	調定額 (A)	組合納付額		収入率 ($\frac{B}{A}$)	事務費 交付金 (C)	割合 ($\frac{C}{A}$)	事務費 交付基準
					件数	金額 (B)				
41	1,082	55,234	市民税	259,604	46,071	125,497	42.1	17,784	1.3	納期内に完 納した市税 の100分の3
			固定資産税	1,007,185	148,198	386,456	38.4			
			軽自動車税	69,500	15,884	20,554	29.6			
			計	1,336,289	210,153	532,507	38.6			
42	1,061	52,919	市民税	353,037	50,656	170,825	48.3	21,054	1.3	(最高3000円) と 領収書1枚 につき10円
			固定資産税	1,175,617	152,842	452,961	38.5			
			軽自動車税	81,448	18,594	25,558	31.3			
			計	1,610,102	222,092	649,344	40.3			
43	1,070	53,725	市民税	408,418	47,299	186,917	45.7	24,063	1.4	均等割領収 書1枚につき 30円、50円
			固定資産税	1,187,966	158,724	545,459	45.9			
			軽自動車税	97,405	15,686	29,236	30.0			
			計	1,693,789	221,709	761,612	45.0			
44	1,044	54,860	市民税	482,462	45,714	200,713	41.6	26,305	1.2	
			固定資産税	1,647,573	162,022	620,733	37.7			
			軽自動車税	113,623	18,422	31,641	27.8			
			計	2,243,658	226,158	853,087	38.0			
45	1,075	57,700	市民税	588,940	43,602	235,647	40.0	30,365	1.1	
			固定資産税	2,032,387	164,034	750,100	36.9			
			軽自動車税	128,971	18,422	32,508	25.2			
			計	2,750,298	225,714	1,018,255	37.0			

(注) 調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む。

